

# 宇都宮大学農学部附属演習林規程

制 定	昭 31	規程第 1 号
一部改正	昭 43	規定第 25号
”	昭 48	規程第 10号
”	昭 53	規程第 13号
”	平 3	規程第 34号

**第 1 条** 宇都宮大学農学部附属演習林（以下「附属演習林」という。）は、森林科学に関する実習教育を行うとともに、学術研究に資し、かねて林業の改善発達に貢献することを目的とする。

**第 2 条** 附属演習林は次の演習林をもって構成する。

船生演習林（塩谷郡塩谷町大字船生7，556番地）

日光演習林（日光市中宮祠3，168番地及び日光市戦場ヶ原2，492の2番地）

**第 3 条** 第 1 条の目的を達成するために、次の部を置く。

一 研 究 部

二 経 営 部

**第 4 条** 研究部においては次の事業を行う。

一 森林科学に関する研究調査及び刊行に関すること。

二 教官及び学生の附属演習林の利用に関すること。

三 森林科学に関する情報交換及び諸統計に関すること。

**第 5 条** 経営部においては次の事業を行う。

一 附属演習林経営の計画及び実施に関すること。

二 その他研究部に属しないこと。

**第 6 条** 附属演習林に附属演習林長及び附属演習林次長を置き、第 3 条に定める各部に主任を置く。

2 附属演習林長は、農学部所属の専任の教授又は助教授をもってあてる。

3 附属演習林次長は、森林科学科又は附属演習林に所属する専任の教授又は助教授をもってあて、その任期は 2 年とする。

4 研究部主任及び経営部主任は、森林科学科又は附属演習林に所属する教官をもってあて、その任期は 2 年とする。

5 第 3 項及び第 4 項に定める任期中において欠員を生じた場合の後任者の任

期は、前任者の残任期間とする。

**第7条** 附属演習林長は、附属演習林の事業を統轄する。

2 附属演習林次長は附属演習林長を補佐して、附属演習林の運営にあたり、附属演習林長事故あるときは、その事務を代理する。

3 各部主任は、附属演習林長の指示を受け、その部に属する事務を掌理する。

**附 則**

この規程は、昭和31年2月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、昭和47年8月1日から施行する。

**附 則**

1 この規程は、昭和53年11月7日から施行する。

2 昭和53年11月16日において、新たに附属演習林次長となる者の任期については、第6条第3項の規定にかかわらず、昭和55年3月31日までとする。

**附 則**

この規程は、平成3年5月23日から施行し、平成3年4月1日から適用する。